

株主各位

第126回定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

目 次

■事業報告	業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	1
	当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	6
■連結計算書類	連結注記表	9
■計算書類	個別注記表	23

第126期

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

新日本電工株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1)内部統制システム(業務の適正を確保するための体制等)の基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制等として決議した事項は、以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。

また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システム(業務の適正を確保するための体制等)を整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

I. 監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助しその円滑な職務遂行を支援するため、監査等委員会事務局を設置して使用人(以下、本事務局員)を置く。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

② 本事務局員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の本事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

本事務局員は、監査等委員会の指示の下で業務を行う。また、本事務局員の人事異動・評価等について、人事部長は監査等委員会と事前に協議することとし、本事務局員の業務を執行する取締役(以下、業務執行取締役)およびその指揮命令系統からの独立性と本事務局員に対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

③ 当社および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、組織長およびその他の使用人は、法令または当社の社内規程に定めるところに従い適時・適切に、職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況(内部通報制度の運用状況を含む。以下、同じ。)、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接または内部統制部等の当社関係組織を通じて監査等委員会に報告するとともに、その他経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、監査等委員会と情報を共有する。

また、各子会社の取締役、監査役、使用人等は、法令または当社の社内規程等に定めるところに従い適時・適切に、各子会社における職務執行の状況、内部統制システムの整備・運用状況、重大な事故・事件その他リスクマネジメントに関する事項を直接または内部統制部等の当社関係組織を通じて監査等委員会に報告する。

④ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑤ 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査等委員が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査等委員の償還請求に応じる。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制部長は、監査等委員会と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、緊密な連携を図る。また、当社は、同委員会が組織的かつ効率的に監査を実施することができるよう環境の整備に努める。

II. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制<取締役の法令遵守体制>

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制<情報管理体制>

取締役の職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程を整備し、文書又は電磁的媒体により、適切に記録・保存する。また、取締役及び監査等委員が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク・危機管理体制>

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに、危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知・徹底する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<職務の効率性確保体制>

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、各執行役員、各組織長等が行う。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制<使用人の法令遵守体制>

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止に努める。社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。内部統制部のモニタリング活動を通じ、業務の効率性と不祥事発生リスクの点検を行う。内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。社員は、法令および規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき厳正な処分を行う。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制<企業集団の管理体制>

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経

営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め、助言等を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制部に報告する。

(2)業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当事業年度における当社の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 運用体制

当社は、当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、内部統制企画及び内部監査を担当する内部統制部並びに各分野のリスク管理を担当する職能組織を設置しております。また、当社各組織・子会社における自律的内部統制活動の企画・推進を担当する内部統制責任者を各組織・子会社に配置しております。

この体制のもと、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

② 具体的な運用状況

1) 内部統制計画

当社は、法令改正や経営環境の変化等を踏まえて、毎年当社グループ全体の内部統制計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画が含まれております。これを踏まえ、当社各組織・子会社は各々の計画を策定しております。

2) 自律的内部統制活動

内部統制計画に従い、当社各組織・子会社は、業務の特性と内在するリスクを踏まえて、自律的に内部統制活動を実施しております。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育並びに自主点検の実行及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害又は法律違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該組織・子会社は直ちに内部統制部に報告するとともに、関係組織と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制部が集約し、当社グループ内で共有するとともに、当社各組織・子会社が類似リスクの点検を実施しております。

3) 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリスト等の書面による内部統制状況の確認のほか、当社各組織・子会社への内部監査等を内部統制部及び各職能組織が実施しております。

また、当社は、内部統制を補完する施策として、当社・子会社の役員、社員及びその家族、取引先社員等が利用できる内部通報窓口を設置・運用しております。このほか、当社及び国内子会社において、内部統制に関する社員意識調査アンケートを実施しております。

4) 評価・改善

内部統制部は、内部統制システムの運用状況を、半年毎に開催する内部統制委員会のほか取締役会に報告するとともに、これを半年毎に開催する内部統制責任者会議において各組織・子会社とも共有しております。

また、内部統制部を管掌する取締役は、内部統制活動の実施状況や内部監査の結果等に基づき、内部統制システムの有効性評価結果を取りまとめたうえで、これを内部統制委員会及び取締役会に報告しております。

当社は、これらの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制計画に反映しております。

5) 教育・啓発

当社は、階層別研修等に内部統制に関する講座を設定し、当社及び子会社役職員の教育を実施しております。また、内部統制部と当社各組織・子会社との対話を通じた内部統制の考え方や職場風土の改善等に関する啓発にも積極的に取り組んでおります。

6) 社外取締役・監査等委員会・会計監査人との連携

当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が同席する内部統制委員会においても、報告及び意見交換を行っているほか、毎月連絡会を実施するなど、情報共有と連携に努めています。会計監査人との間では、内部統制活動状況や財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的に、報告及び意見交換を行っています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の概要は下記のとおりであります。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

詳細については、「1.企業集団の現況に関する事項(4)対処すべき課題」をご参照ください。

(コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み)

下記の基本的な考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、下記の「経営理念」のもと、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、当社のコーポレート・ガバナンスを充実させております。

<経営理念>

特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2023年2月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2023年3月30日開催の第123回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)は、(イ)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ロ)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合は取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

なお、本プランの有効期限は2026年3月開催予定の当社第126回定時株主総会の終結の時までとなっております。本プランは、有効期間中であっても、

- (イ) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
 - (ロ) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
- には、その時点で廃止されるものとし、

(注) 本プランは2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、2026年1月29日開催の取締役会において、本プランは本株主総会の終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- (ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- (ハ) 株主意思を反映するものであること
- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
- (ホ) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

等の理由から、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称 リケン工業株式会社、栗山興産株式会社、電工興産株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。

名称

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子

会社又は関連会社数 2社

主要な会社の名称 Kudumane Japan合同会社、Pertama Ferroalloys SDN.BHD.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称

主要な会社等の名称 該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「合金鉄事業」「機能材料事業」「焼却灰資源化事業」「アクアソリューション事業」「電力事業」の5つを主な事業としており、製品の引渡しが行った時点で、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、国内販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したのものについては、他の事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点等から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

数理計算上の差異……………過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数及び過去勤務費用（主として14年）による定額法により費用処理しております。

の費用処理方法……………数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合には有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当連結会計年度において、富山工場（高岡地区）のリチウムイオン電池正極材の一部の製造受託契約が2026年3月で終了となることに伴い、契約終了後に利用見込みのない受託品製造設備について耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、従来の方と比較して、当連結会計年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ169百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産
受取手形及び売掛金 288百万円
担保に係る債務
リース債務 3,825百万円
2. 偶発債務
保証債務
被保証者
Pertama Ferroalloys SDN.BHD. (金融機関からの借入債務) 1,956百万円
3. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。
なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。
受取手形 11百万円
4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結損益計算書に関する注記

1. 環境対策費
特別損失の環境対策費180百万円は、当社が所有し国内連結子会社である栗山興産(株)が使用している工場の耐震補強工事等に伴って発生した廃棄物の除染に関連する費用等であります。
2. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	137,295,472	91,000	－	137,386,472	(注)

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	4,281	13,035,888	442,250	12,597,919	(注1)、(注2)

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加13,035,888株は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による増加7,978,400株、市場買付による増加5,056,300株、譲渡制限付株式の無償取得による増加600株、単元未満株式の買取りによる増加588株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少442,250株は、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての処分による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	961百万円	7円	2024年12月31日	2025年3月28日
2025年8月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	686百万円	5円	2025年6月30日	2025年9月12日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

2026年3月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	873百万円	7円	2025年12月31日	2026年3月30日

(注) 1株当たり配当金には創業100周年記念配当1円が含まれております。

4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性を考慮し、短期的な預金等で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として一年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に基づき、定期的取引先の与信調査を行い与信限度額を設定し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを回避するため、一部は為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の動向をみながら必要に応じて金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的の時価の状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、社内規程に従い、各部門の要請により、実需に基づいていることを確認の上、取引の実行と管理を経理担当部門で行っております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い国内の大手銀行であるため、相手方の不履行に係る信用リスクはないと判断しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、金融機関とコミットメントライン契約を結んでおります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券(*2)	5,497	5,497	—
(2) 長期借入金(*3)	6,478	6,436	△41

(*1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13,233
投資事業有 限責任組合	422

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,295	—	—	5,295
その他	—	—	202	202
資産計	5,295	—	202	5,497

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,436	—	6,436
負債計	—	6,436	—	6,436

注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。新株予約権は、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（OPM法）を用いて公正価格を測定しており、その時価をレベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額について新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため記載を省略しております。

賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
	合金鉄 事業	機能材料 事業	焼却灰資 源化事業	アクアソ リユース 事業	電力 事業	計				
売上高										
顧客との契約か ら生じる収益	48,440	14,819	8,886	1,656	1,405	75,208	2,069	77,277	－	77,277
外部顧客への 売上高	48,440	14,819	8,886	1,656	1,405	75,208	2,069	77,277	－	77,277
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	92	－	－	－	－	92	22	114	△114	－
計	48,533	14,819	8,886	1,656	1,405	75,301	2,091	77,392	△114	77,277

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主にその他子会社事業となります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	10,864 百万円
契約負債	25

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 569円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10円70銭 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
主として、移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社……移動平均法による原価法
株式
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
時価法

4. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産…………… 定額法によっております。
(リース資産を除く)
無形固定資産…………… ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。
リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しておりません。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、「合金鉄事業」「機能材料事業」「焼却灰資源化事業」「アクアソリューション事業」「電力事業」の5つを主な事業としており、製品の引渡しが行われるものは、主に製品を引渡し顧客が当該製品に対する支配を獲得した時等に、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、国内販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の事業者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

製商品の販売に係る対価は、顧客へ製商品を引き渡した時点等から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

7. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…金銭債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法…………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合には有効性の判定を省略しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分（評価・換算差額等に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当事業年度において、富山工場（高岡地区）のリチウムイオン電池正極材の一部の製造受託契約が2026年3月で終了となることに伴い、契約終了後に利用見込みのない受託品製造設備について耐用年数を残存使用見込期間まで短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、従来の方と比較して、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ169百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50,681百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	4,088百万円
短期金銭債務	789百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
売掛金	288百万円
担保に係る債務	
リース債務	3,825百万円
4. 偶発債務	
保証債務	
被保証者	
Pertama Ferroalloys SDN.BHD. (金融機関からの借入債務)	1,956百万円
5. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。	

損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する売上高 | 43,240百万円 |
| 2. 関係会社からの仕入高 | 7,048百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 | |
| 資産譲渡等に伴う収入額 | 656百万円 |
| 資産譲受等に伴う支出額 | 129百万円 |
| 4. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------|-------------|
| 自己株式に関する事項 | |
| 当事業年度末における自己株式の数 | 12,597,919株 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	201百万円
退職給付信託設定額	494百万円
投資有価証券評価損	31百万円
ゴルフ会員権評価損	17百万円
未払事業税	44百万円
棚卸資産調整額	27百万円
賞与引当金	83百万円
棚卸資産評価損	47百万円
資産除去債務	107百万円
減損損失	1,964百万円
関係会社株式評価損	1,566百万円
繰越欠損金	82百万円
その他	301百万円
繰延税金資産小計	4,970百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,898百万円
評価性引当額小計	△1,898百万円
繰延税金資産合計	3,072百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,293百万円
土地時価評価差額	△398百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△1,693百万円

繰延税金資産の純額 1,379百万円

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は18百万円増加し法人税等調整額が55百万円減少し、その他有価証券評価差額金が36百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	日本製鉄株式会社 (注)	被所有 直接 24.3% 間接 1.0%	当社製品の販売	当社製品の販売	43,240	売掛金	4,050

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、価格交渉の上、決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	Pertama Ferroalloys SDN.BHD. (注) 1	所有 直接 25.0%	資金の援助	債務保証	1,956	—	—
			資金の援助	増資の引受 (注) 2	6,227	—	—
			原材料の売却	原材料の売却 物品売却益	510 146	— —	— —

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

2 デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出資によるものであります。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	568円72銭
2. 1株当たり当期純利益	22円44銭